

社会資本総合整備計画  
〔谷山地区における災害に強いまちづくりの推進〕

事後評価シート

令和6年12月

(鹿児島県 鹿児島市)

計画の名称	1 谷山地区における災害に強いまちづくりの推進		
計画の期間	令和2年度 ～ 令和6年度（5年間）	交付対象	鹿児島市
計画の目標			

谷山地区に位置する谷山駅周辺地区及び谷山第三地区は、基盤整備が進まないまま建物が密集し住宅地が形成された既成市街地で、近年では建物の老朽化も進んできており、防災上危険な状況となっている。このような中、土地区画整理事業により基盤整備、街区の再編を行うことで、狭隘道路や密集住宅を解消し安全な市街地の形成を目指す。

計画の成果目標（定量的指標）	<ul style="list-style-type: none"> <li>谷山第三地区における消防活動困難区域の面積を 14.6 ha (R2) から 10.3 ha (R6) に低減する。</li> <li>谷山第三地区及び谷山駅周辺地区における防災街区面積の割合を 12.7 % (R2) から 42.4 % (R6) に上昇させる。</li> </ul>		
----------------	--	--	--

定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値			備考						
	当初現況値 (R2当初)	中間目標値 (R4末)	最終目標値 (R6末)							
有効幅員 6 m 以上の道路から 100 m 以上離れた区域を「消防活動困難区域」として面積を測定する。	14.6 ha	14.3 ha	10.3 ha							
有効幅員6m以上の道路に接する宅地を「防災街区」と考え、当該街区において使用収益開始する宅地面積の割合を算定する。 (=使用収益開始した宅地面積/施行後宅地面積（鉄道用地、公園用地を除く）)	12.7%	31.4%	42.4%							
全体事業費	合計 (A+B+C)	3,287 百万円	A	3,287 百万円	B	0 百万円	C	0 百万円	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C)	0 %

**事後評価**

○ 事後評価の実施体制、実施時期	
事後評価の実施体制	事後評価の実施時期
<ul style="list-style-type: none"> <li>鹿児島市公共事業評価検討委員会（内部）での審議</li> <li>鹿児島市事業評価監視委員会（外部）での審議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年11月</li> </ul>
	公表の方法
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページ等への掲載</li> </ul>

**1. 交付対象事業の進捗状況**

A1 基幹事業															
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	備考
									R2	R3	R4	R5	R6		
A13-001	都再区画	一般	鹿児島市	直接	鹿児島市	谷山駅周辺地区土地区画整理事業	都市再生区画整理 A=15.3ha	鹿児島市						640	
A13-002	都再区画	一般	鹿児島市	直接	鹿児島市	谷山第三地区土地区画整理事業	都市再生区画整理 A=34.9ha	鹿児島市						2,647	
合計													3,287		

B 関連社会資本整備事業															
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	備考
									R2	R3	R4	R5	R6		
														0	
合計													0		

番号	一体的に実施することにより期待される効果	備考

C 効果促進事業															
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名	事業内容	市町村名 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	備考
									R2	R3	R4	R5	R6		
														0	
合計													0		

番号	一体的に実施することにより期待される効果	備考

2. 事業効果の発現状況、目標値の達成状況					
I 定量的指標に関連する 交付対象事業の効果の発現状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業区域内において、区画道路等を整備することによって狭隘道路が解消され、消防自動車の乗り入れが可能な範囲が広がり、消防活動困難区域を減少することができた。</li> <li>・土地区画整理事業区域内において、区画道路等を整備することによって密集住宅が解消され、幅員6m以上の道路に接する街区が増加し、延焼防止等の防災機能を確保することができた。</li> </ul>			
II 定量的指標の達成状況	指標① 消防活動困難区域の低減	最終目標値	10.3ha	目標値と実績値に差が出た要因	・建物移転協議等に時間を要し、道路の整備実績が当初目標を下回ったため。
		実績値	10.6ha (R6年度実績見込み)		
	指標② 防災街区面積の割合の上昇	最終目標値	42.4%	目標値と実績値に差が出た要因	・建物移転協議等に時間を要し、道路や宅地の整備実績が当初目標を下回ったため。
		実績値	34.2% (R6年度実績見込み)		
		最終目標値		目標値と実績値に差が出た要因	
		実績値			
III 定量的指標以外の交付対象事業の効果の発現状況 (必要に応じて記述)					
3. 特記事項 (今後の方針等)					
今後も引き続き建物移転を進め基盤整備を積極的に行うことで、消防活動困難区域の減少や防災街区の増加を図り、災害に強いまちづくりを推進する。					

※用語の説明

基盤整備とは・・・ここでいう基盤整備とは道路や公園、宅地の整備

狭隘道路とは・・・幅の狭い道路

消防活動困難区域とは・・・幅 6 m 以上の道路から 100 m 以上離れた区域

防災街区面積とは・・・幅 6 m 以上の道路に接する宅地の面積

使用収益開始とは・・・整備された宅地を土地所有者などが使用可能となること